

随意契約（相手方指定）調書

件名	住民基本台帳ネットワークシステム機器増設業務委託	5200481
工（納）期	令和5年9月30日	
契約締結日	令和5年6月26日	
契約金額	3,422,771円（消費税込み）	

契約相手方	富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 (法人番号：5010001006767)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	住民基本台帳ネットワークシステム機器増設業務委託
指名業者 (案)	名称 富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 所在地 東京都港区東新橋一丁目5番2号 代表者 統括部長 高橋 章史
特命理由	<p>本件は、既存の住民基本台帳ネットワークシステム機器一式に、端末4台を追加するために必要な機器調達及び構築業務等について委託するものである。主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 「住民基本台帳ネットワークシステム」は「住民基本台帳システム」と連携のうえ運用されており、上記業者はこれらを連携するためのシステム構築プログラムの著作権を有しているため、本件の機器増設を実施できるのは上記業者に限られる。 上記業者は、当該システム機器の日常の運用保守業務を行っていることに加え、本件同様の機器増設に係る契約についてもこれまで受託してきたため、現況を熟知していることから効率的かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者の指定は妥当であると判断し、当該業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)